



## 気になるアレコレ簡単解説 身近な法律のススメ

### 改正道路交通法施行規則が施行されました！

～飲酒運転根絶のための取組強化～

飲酒運転を根絶することを目的として、令和4年4月から改正道路交通法施行規則が改正され、安全運転管理者の業務が拡充されました。今回はその内容と対策についてお話させていただきます。



柏事務所所属 弁護士  
加藤 貴紀

#### 1 4月1日から対応が必要な改正道路交通法施行規則の概要

(1) 安全運転管理者の選任が義務付けられました

一定台数以上の自動車（①乗車定員が1人以上の自動車1台以上、もしくは②その他の自動車5台以上）を使用する会社は、事業所等ごとに自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として、安全運転管理者の選任が義務付けられました。なお、会社の自動車でなくとも、マイカーを営業用として使っているような場合にも上記の台数に数えられます。

(2) 安全運転管理者の業務内容

運転者の運転前後のアルコールチェックが義務付けられました。

アルコールチェックの方法は、運転者の状態（酒気帯びでないかどうか）を目視等で確認（運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認）し、その記録を1年間保存することが必要です。

その他にも、従業員への交通安全教育、運転者の適性等の把握、運行計画の作成、交替運転者の配置、異常気象時等の措置、点呼と日常点検、運転日誌の備付け、安全運転指導等が業務内容となります。

(3) 安全運転管理者の届出

安全運転管理者を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要な書類を提出する必要があります。

#### 2 令和4年10月1日に施行される内容

10月1日からは、4月1日の施行によって義務化されたアルコールチェックの方法がさらに厳しくなり、アルコール検知器を用いてアルコールチェックを行うことが義務付けられます。

また、アルコール検知器を常時有効に保持する、すなわち、正常に動作し、故障がない状態で保持しておく必要があります。定期的に故障がないかなどを確認する必要があります。

#### 3 まとめ

今回の改正法の施行によって、安全運転管理者を選任したり、アルコール検知器を準備したりする必要が出てきます。

その他にも、記録の作成方法等をどのように行うのか決める必要が出てきます。

まずは自社で使用する自動車の台数との関係で改正法が適用されるのかどうかをご検討いただき、必要に応じて対応を検討される形がいいと考えられます。

(文責：弁護士 加藤 貴紀)

## よつば総合法律事務所 15 周年の歩み

この春、よつば総合法律事務所は 15 周年を迎えました。ご依頼をいただいているお客様はもちろんのこと、ご支援をいただいている皆様には本当に感謝です。ありがとうございます。

このページでは当事務所の 15 年のあゆみをご紹介します。

■ 2008 年 4 月 1 日 よつば総合法律事務所を千葉県柏市に設立。

弁護士は大澤 1 名、スタッフ 0 名でのスタート。

右の写真は設立当時の事務所の写真です。



2008 年設立当初の執務室

■ 2008 年 10 月 16 日 法人化して弁護士法人よつば総合法律事務所となる。

当時から、弁護士もスタッフも多数の事務所としたかったので早めの法人化をしました。

■ 2009 年 5 月 事務所を現在の柏市柏 1-5-10 水戸屋壺番館ビル 4 階に移転

■ 2009 年 10 月 事務所理念を定める

■ 2011 年 12 月 所属弁護士が 5 名を超える

様々な法律分野への取り組みを開始。企業法務や被害者側の交通事故のご依頼も増えてきました。



2008 年設立当初の  
大澤一郎弁護士

■ 2015 年 9 月 所属弁護士が 10 名を超える 特に、企業のお客様が増えてきました。

■ 2016 年 4 月 千葉事務所を設立(千葉市中央区富士見 1 丁目 14 番 13 号)

千葉事務所は会議室も多く、セミナールームなども充実しています。

■ 2017 年 9 月 所属弁護士が 15 名を超える

交通事故、企業法務、相続不動産等について専門チームを立ち上げ専門化を進めていきました。

■ 2017 年 10 月 現在の事務所理念となる。

現在の経営理念は以下の 3 つとなっています。

### 経営理念

- 1 法律問題の解決を通じてお客様の未来を幸せにする。
- 2 所員の人間性及び専門性を継続的に高めることを通じて所員が幸せに働ける職場にする。
- 3 業界のリーダー事務所になり弁護士業界の価値観を変え続ける。

■ 2019 年 2 月 東京事務所を設立(東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号)

東京事務所は医療機関・介護施設等の顧問会社様の案件に特化した事務所となっています。

■ 2022 年 4 月 1 日 事務所開設 15 年目。弁護士 16 人、スタッフ 19 人となる。

2022 年は 15 周年ですが、今後、20 周年、30 周年、50 周年、100 周年と続く事務所づくりを目指していきます。



## メールマガジンのご案内

よつば総合法律事務所では法律にまつわるメールマガジンを配信しています。この度、メールマガジンお申込みページを新たに設置いたしました。

メールマガジンは「よつばメルマガ」・「企業法務メルマガ」・「不動産メルマガ」の3種類となっております。各メールマガジンによって内容は異なります。

いずれも購読料は無料となり、複数同時申し込みが可能です。ぜひお申込みください。

1

### よつばメルマガ

最新の法改正や今後の法改正の方向性等の時事ネタ・セミナー情報・特別無料相談会情報・事務所内での出来事など幅広い内容をお届けするメールマガジンです。

2

### 企業法務メルマガ

企業様向けのメールマガジンです。労務トラブル・契約書作成・債権回収等、会社運営に役立つ法律に特化したメールをお届けいたします。

3

### 不動産メルマガ

不動産会社様向けの法律に関する記事を掲載したメールマガジンです。法改正や普段の業務に役立つこと、見落としがちな法律のことまで幅広い内容となっております。

よつば総合法律事務所  
メールマガジン購読お申込み

ご登録いただいたメールアドレスは、本メールマガジンの配信にのみ使用させていただきます。ご登録いただいたメールアドレスは、本メールマガジンの配信にのみ使用させていただきます。ご登録いただいたメールアドレスは、本メールマガジンの配信にのみ使用させていただきます。

購読料も完全無料です。ぜひお申込みください！

企業向け  
お名前  姓  名

個人向け  
お名前

企業向け  
お名前  姓  名  会社名

メールアドレス

メールアドレス (任意)

お申込みはコチラ



上記 QR コードからお申込みが出来ます。  
お申込みお待ちしております。



## 交通事故サイトのご紹介

交通事故サイトは交通事故のお悩みに関するご案内をしている専門サイトです。

当事務所は交通事故の累計相談件数 15,900 件超、解決実績 4,970 件超の実績がございます。また、交通事故専門チーム所属の弁護士が日々交通事故問題の解決に親身に取り組んでいます。当事務所が関わることにより皆様の問題が少しでも解決していくことを切に希望しています。



サイト上ではチャット形式でご予約が取れる機能もございますのでぜひご利用ください。

### 交通事故サイト アクセスランキングベスト3

交通事故サイト内でよくアクセスされているページをランキング形式でご紹介いたします。

第 1 位 交通事故 BLOG「交通事故証明書の甲欄と乙欄はどのように決まるのですか？」

URL▶ <https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/blog/archives/181226.html>

第 2 位 交通事故 BLOG「交通事故に遭ったのですが、相手保険会社から今回の事故は自損自弁にしてほしいと言われました。自損自弁とはどのようなケースでとるべき手段なのでしょうか？」

URL▶ <https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/blog/archives/000623.html>

第 3 位 交通事故 BLOG「大脳辺縁系の働きとは、どのようなもののでしょうか？」

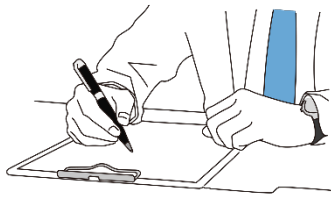
URL▶ <https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/blog/archives/000079.html>

第 4 位 交通事故 BLOG「交通事故に遭いました。加害者から人身事故扱いにしないでくれと頼まれました。人身事故扱いにすることで何かメリットはあるのでしょうか。また人身事故扱いにしないと治療費などの補償は受けられないのでしょうか。人身事故扱いにする場合のデメリットがあれば教えてください。」

URL▶ <https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/blog/archives/181106.html>

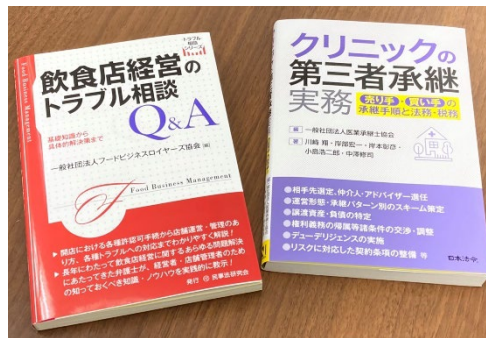
第 5 位 弁護士費用

URL▶ <https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/cost/>



## 執筆書籍のご案内

千葉事務所の村岡と松本、東京事務所の川崎が執筆した書籍が発売されておりますのでご紹介いたします。



<写真左>

### 「飲食店経営のトラブル相談Q&A—基礎知識から具体的解決策まで—」

一般社団法人フードビジネスロイヤーズ協会 編／2021年09月16日発行／ISBN:9784865564563

村岡と松本が執筆に参加した飲食店様向けの書籍です。一般社団法人フードビジネスロイヤーズ協会とは飲食店・外食産業・食品製造業などあらゆるフードビジネスを支援している協会です。

この本では飲食店経営における基礎知識から具体的解決策まで一挙にご紹介しています。具体的には開店における各種許認可手続きから店舗運営・管理、各種トラブルへの対応を分かりやすく解説しています。

第3章の一部を松本、第4章の一部と第5章を村岡が執筆しています。

<写真右>

### 「クリニックの第三者承継実務 -売り手・買い手の承継手順と法務・税務」

一般社団法人医業承継士協会 編／2022年04月10日発行／ISBN:9784539728994

川崎が執筆に参加したクリニック様の書籍です。一般社団法人医業承継士協会とは一般企業の医業継承とは異なる医業の継承業務に特化した専門家が集まる協会です。

この本では第三者承継に焦点を当て、その具体的な手順等を開設しています。一言に「第三者」と言ってもその相手は個人であったり医療法人であったりと様々ですが、色々なパターンでの承継についてご説明しています。

契約書のひな形も複数掲載されており、実用的な一冊となっております。

— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



## 4 「株がわかる！日経平均公式ガイドブック」

私のおすすめの一冊は、「株がわかる！日経平均公式ガイドブック 第2版」です。

この本でおすすめのポイントは、株のテクニックなどではなくて、株式相場や経済の歴史をコンパクトに説明している点です（ただし、2013年までの情報なのでコロナショックなどは説明されていません）。

世界経済は全体的に連動しているので、日経平均の歴史を勉強することで、世界経済の勉強にもつながります（世界経済の影響が日本に普及するといった方が正確かもしれません）。

この本では、スターリン暴落、ニクソン・ショック、プラザ合意、バブル崩壊、リーマンショックなど歴史上株価に大きな影響を与えた出来事を簡潔に説明しています。

また、データを駆使して、歴代の上昇率や下落率を簡潔にまとめている点もいいです。

さらに、巻末では、カレンダーで日ごとの勝率や月ごとの勝率を記載している点がおもしろいです。

たとえば、1月の月間上昇確率は46勝18敗で勝率71.9%ですが、他方で9月は月間上昇確率は28勝36敗で勝率43.8%と月ごとに大きな勝率格差があります。

夏場はあまり勝率がよくなくて、年末年始にかけて勝率が上がる傾向にあります。夏場は相場がぱっとしないことを、株式相場の格言で、夏枯れ相場といたりします。株価が年末にかけて上昇することを指して、掉尾の一振といたりすることもあります。

日ごとでは、1月を例にとると、1月14日の上昇確率は37勝10敗0分で勝率78.7%、他方1月22日は23勝27敗0分けで勝率46%とこちらも大きな確率差があります。

以上のようなデータはいずれも古いものなので過度に信頼することはしない方がいいと思います。しかし、歴史を知ること、今後の相場分析の参考には役立つと思います。

世界的な出来事、その後の経済の流れ、政府の動き等の歴史を知れば、今後、新たな出来事があつた後にどのような流れになるのか大体の予想がつくようになるかと思います。

ちなみに、Amazonで調べたところ、中古1円で販売しているようです・・・

送料の方が本の価格より高くなりそうですが、とてもお手頃価格で勉強できそうですね！

(文責：辻 悠祐)



代表弁護士大澤一郎の

## 「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第57回 過去の人気記事の紹介

「柏近郊のおすすめのお店」～



今月号では「柏近郊のおすすめのお店」というテーマのもと、過去の人気記事のご紹介をしたいと思います。よつばサイトにバックナンバーもありますので、ぜひ実際の記事もご覧ください！

### ■第18回「生鮮市場 TOP 増尾台店で購入」

生鮮市場 TOP 増尾台店を紹介しました。このスーパーは「肉のあまいけ」という肉専門店と「魚耕」という魚専門店が入っていて肉と魚の種類が豊富なスーパーです。「肉のあまいけ」ではあまり見慣れない肉もたくさん売っているので楽しめると思います。

▶ URL: <https://yotsubalegal.com/wp-content/uploads/2019/01/newsletter-vol0117-1902.pdf>

### ■第22回「白ワイン - トロンテス -」

この号では柏モディ1階に入っているカルディのおすすめ商品を紹介しました。おすすめは「ピータン」です。6個入り 600円と少し高めですが、おつまみにピッタリです。ピータンには赤ワインが合うと個人的には思っています。カルディはワインも豊富に揃っているのでワイン選びにはオススメのお店です。

▶ URL: <https://yotsubalegal.com/wp-content/uploads/2019/05/newsletter-vol0121-1906.pdf>

### ■第31回「柏駅近辺でおいしくワインを飲みたい！」

柏駅近辺でおいしくワインを飲みたいと思ったときにおすすめのお店を紹介しました。本コラムでも度々登場している「鳥貴族」はもちろんこの号でも紹介しています。すでに閉店されているお店もあるようなので、もし行く際は最新情報をご確認の上、来店してみてください。

▶ URL: <https://yotsubalegal.com/wp-content/uploads/2020/02/newsletter-vol0130-2003.pdf>

### ■第33回「柏駅近辺の飲食店のお持ち帰りメニュー」

この回は柏駅近辺のおすすめお持ち帰りメニューをご紹介しました。中華料理屋・寿司屋・天丼屋の紹介をしました。どこも大澤がよくテイクアウトするお店です。中華料理は赤ワイン、寿司は白ワイン、天丼はどんなワインでも相性がよいのではないかと思います。

▶ URL: <https://yotsubalegal.com/wp-content/uploads/2020/04/newsletter-vol0132-2005.pdf>





## 私のふるさと自慢

— 第7回 根来 真一郎 東京都文京区 —



私のふるさと自慢！ 第7回の今回は、根来(ねごろ)の出身地東京都文京区についてご紹介させていただきます。

### 1 湯島天神(湯島天満宮)

関東の学問の神様と言えば、菅原道真公を祀っている湯島天神ですね！  
シーズンには多数の受験生が合格祈願に訪れる神社です。思いのこもった絵馬が山のように掛けられているのも風物詩です。私も受験の度に神頼みをしていました。

周りに勉強を頑張っている方がいらっしやいましたら、湯島天神のお守りと学業成就鉛筆はお勧めです！



### 2 小石川植物園

正式名称は、東京大学大学院理学系研究科附属植物園です。前身は江戸幕府が薬草を栽培していた「小石川御薬園」で、日本最古の植物園とのことです(知らなかった…)。

ニュートンのリンゴの木で有名(?)です。ニュートンといえば、リンゴの実が木から落ちるのを見て「万有引力の法則」を発見した有名な逸話がありますが、ニュートンの実家のリンゴの木が接ぎ木された木が園内に植えられています。

そんな由緒ある小石川植物園ですが、私にとってはスルメでザリガニを釣りまくるスポットでした。桜の穴場としても有名で、お花見の時期は地元民がのんびり桜を見ながら散歩しています。

### 3 ラーメン

知る人ぞ知るラーメン激戦区です。厨房しかないお店で、路上でお椀を抱えながら立ってラーメンを食べるスタイル(!)でありながら、夜な夜な人が集まってくる昭和を彷彿させる名店(現在は残念ながら移転)等、多くのラーメン店がひしめいています。

### 4 東京ドーム

皆さんご存知のジャイアンツの本拠地です。「東京ドーム 何個分」等、広さを表す単位として有名ですね！「後樂園ゆうえんちで僕と握手！」のキャッチフレーズでおなじみの後樂園遊園地(今は東京ドームシティアトラクションズと言うそうです)もお隣にあります。

その他にも、東京都文京区は「文豪の町」「坂道のある町」として、健脚な歴史散歩の好きな方にはとってお勧めの町です。私も今一度地元を巡って、地元の良さの再発見をしてみたいと思います。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋寄番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。